

# さとらんどファーマーズマーケットクラブ会員のでびき

平成 24 年 4 月

農業者が消費者に農産物を対面販売することで、都市と農業を直接的に結びつけ、対話などにより消費者ニーズを把握するとともに料理方法などの伝承、そして何より市民に農業に対する理解と関心を高めてもらうことを目的とする。また、地元で収穫した新鮮で安心な農畜産物の販売を促進することで「地産地消」を推進し、市内及び近郊の農業者と来園者の相互理解を図ることを目的とする。

## ○出店にあたり

以下の留意事項に同意する者が「さとらんどファーマーズマーケットクラブ会員」として、通年さとらんどにて出店することができる。

### 1 参加基準

以下の項目すべてに該当する者

- (1)札幌市及び近郊で、適法に営農している者。
- (2)年間3回以上出店可能な者。
- (3)耕作している市町村農業委員会発行の営農証明書を提出できる者。

### 2 事業展開

- (1)登録期間は、4月1日から翌年3月31日まで有効とする。
- (2)出店料は無料とする。
- (3)週末と祝日を中心に開催し、さとらんどの開園日時に合わせ出店する。
- (4)ファーマーズマーケット事業は地産地消部門を窓口とする。

### 3 出店手続き

- (1)出店を希望する日の3日前までに、出店申込用紙にて申請（Faxにて）する。
- (2)出店場所はさとらんどセンター前、センターポーチ・ホール、ファーマーズストリート、交流館を中心とする。
- (3)申請については出店申込用紙に「日時」「出展希望場所」「販売予定品目」「販売予定数量」を記載する。
- (4)さとらんどセンター前テントエリア及びファーマーズストリートで、コンロ等を設置する場合は、申請時に必ず申し出ること。
- (5)平成 24 年度からは、車（軽トラ）での直接販売体制の導入を実施する。厳守事項として出店時間は09時まで、閉店による車の移動は17時以降とする。この時間以外の車の移動はさとらんど職員が立会った時のみ可（安全確保のため）。
- (6)キャンセルの場合は前日までに連絡すること。

※出店申込があった会員については申込日の朝 HP にてご案内する。

#### 4 商品を販売するにあたり

- (1)農畜産物は会員農家が自ら生産したものを販売する。
- (2)加工品(冷蔵品含む)の販売は原則認めない。
- (3)加工品(漬物・ジャム・パンなど)の販売は、食品製造業の製造許可を取った施設で製造したもので食品衛生法に基づいたラベル表示を必ず行い、常温で販売できる食品のみとする。そのほか、一次加工品は可、二次加工品は原則不可。
- (4)食品品質表示（JAS法に基づく）を行う。
- (5)消費者から商品に関するクレームは、さとらんどは関与せず、会員と消費者との間で解決すること。

#### 5 出店時の注意点

- (1)出店は、事務所（センター、または交流館）にて出店手続き（必要事項を記入）を行い、出店許可書（出店場所に掲示）を受け取る。
- (2)出店時間は当日09時までとする。センター正面に車の乗り入れは09時以降は基本禁止する。ただし特別な理由がある場合については別途協議する。
- (2)車で直接販売以外の時、駐車場はさとらんどセンター裏の格納庫横駐車場とする。満車の場合は第一駐車場に駐車すること。冬期間、センター正面を駐車場として一般開放されたときは、センター前ハルニレ広場へ駐車を許可する。
- (3)出店時に出るゴミはすべて持ち帰ること。また、出店スペースの美化に努めること。
- (4)掃除用具は各自持参。
- (5)さとらんどセンター前テントエリア及びファーマーズストリートで、コンロ等を設置する場合はインターロッキング・アスファルト舗装を養生させること。
- (6)閉店後は元通りに出店スペースを片付けること。
- (7)閉店は、事務所にて手続きを行い出店許可書を返却すること。

以上の会員のてびきに逸脱する行為をした時は、ファーマーズマーケット出店を停止または会員を除名処分する。

さとみらいプロジェクトグループ 代表企業 大星ビル管理株式会社

住所 札幌市東区丘珠町584-2

電話 011-787-0223

FAX 011-787-0947